

総 第 8153 号

令和 7 年 4 月 30 日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 田中 肇 様

琴浦町長 福本 まり子

令和 6 年度上半期分定期監査報告書における報告事項について(回答)

令和 6 年 12 月 19 日付監第 33 号で提出を受けました定期監査報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。

定期監査及び随時監査報告書に対する回答

指導事項	担当部署	回答(対応方針)
(1)滞納整理の取組みについて	税務課	<p>滞納整理部会は開催していませんが、外部機関による各種研修(税外債権を含む)が開催された場合には関係課に情報共有し、一緒に受講するなどスキルアップを図っております。</p> <p>また、私債権等管理マニュアルについては、改正後の新しい制度に対応したマニュアル作成に着手予定であり、関係各課と連携しながら、管理体制の構築・向上に努めていきます。</p>
(2)各課発注の工事等に対する完成検査について	総務課(施設管理室)	<p>工事の完成検査に係る体制について、入札案件は総務課(施設管理室)、随意契約案件は担当所属長がそれぞれ実施しているところです。また、建築基準法及び建築士法に規定される建築士の監理が必要な工事については、別途工事監理委託業務を発注して検査を行っています。</p> <p>当該工事は、建築士による監理が不要な工事であるため、通常の運用通り総務課(施設管理室)で検査を実施済みです。</p>
(3)河川管理について	建設住宅課	<p>町管理の河川については、必要に応じて河床掘削、河川伐開等対応をしています。</p> <p>また、県管理の河川についても、地元からいただく部落要望や職員の目視による確認を基に、毎年8月頃に県に直接要望を行っています。しかしながら、県の予算にも限りがあり、多くの管理河川を抱えていることから、なかなか対応できていないのが現状です。町としては、緊急度の高い箇所を伝えながら、引き続き要望を行っています。</p>